

【令和2年4月の保育について/4月3日付】

新型コロナウイルスに関連した感染症への取り組みにおいて、保護者の皆様にはご理解・ご協力くださり本当に有難うございます。ホームページにて、4月1日に4月の保育について、掲載いたしましたが、4月2日の奈良市の方針を受け、下記のようにいたします。

但し、今後の感染の状況や行政からの通達などにより変更となる場合がありますのでご了承ください。(ホームページにて掲載します) 皆様のご理解・ご協力をお願い致します。

記

1、始業式、入園式、入会式は、時間短縮、規模縮小で行います。

4月 8日(水) 始業式 11:30 降園

4月 10日(金) 入園式 10:00~10:30

4月 11日(土) 満3歳児、2歳児プレスクール入会式 10:00~10:30

- * 入園式、入会式の参加者は、新入園児、保護者、職員のみとし、保護者は同居している2名以内と限らせていただきます。尚、在園児、来賓の参加はありません。
- * 式に参列される場合は、手洗い、消毒、マスク着用等、感染拡大防止の為、ご理解ご協力をお願い致します。

2、保育について

- * 始業式・入園式・入会式以降、4月18日(土)迄休園。家庭保育をお願い致します。
- * 2号認定の方もできるだけ家庭保育をお願いします。
4月9日(木)及び、4月13日(月)~17日(金)の期間、家庭保育の難しい方はお申し出ください。また1号認定の方も、家庭保育の難しい方はご相談下さい。
(進級の方は、4月8日にお手紙で、それ以降は電話連絡ください)
- * 4月中、保育時間は、8:00~13:00 延長保育は16:30迄とします。

3、給食について

- * 4月中は、給食の提供はありません。お弁当のご準備をお願い致します。
(4月分の給食費の引き落としはありません。)

4、その他お願い

- * 登園される場合、園児・保護者ともに37.5℃以上の発熱があった場合、解熱後24時間以上経過して、呼吸器が改善傾向にあることを確認後、登園してください。
- * 毎朝の検温及び風邪症状の確認
→カード(始業式にお渡しします)に、毎日園児の検温結果を必ず記入してください。
→発熱や咳などの風邪症状がある場合はお迎えをお願いします。
- * 乳幼児に出来る範囲で、手洗いや咳エチケットの指導をします。
- * 幼稚園、担任への電話連絡はできるだけ16時までにお問い合わせください。

正しい手の洗い方

手洗いの前に
 ・爪は短く切っておきましょう
 ・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

バースデイソングを2回歌いながら ♪♪♪

米疾病予防管理センター（CDC）の手洗いガイドにも、手を濡らして石けんを付けて泡立てから「少なくとも20秒手をこすって洗いましょう。タイマーが必要ですか？ ハッピーバースデーの歌を最初から最後まで2回ハミングしましょう」と書かれています。ご家庭でも試してみてください。

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
 ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
 袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする
 咳やくしゃみを手でおさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う
 2 ゴムひもを耳にかける
 3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



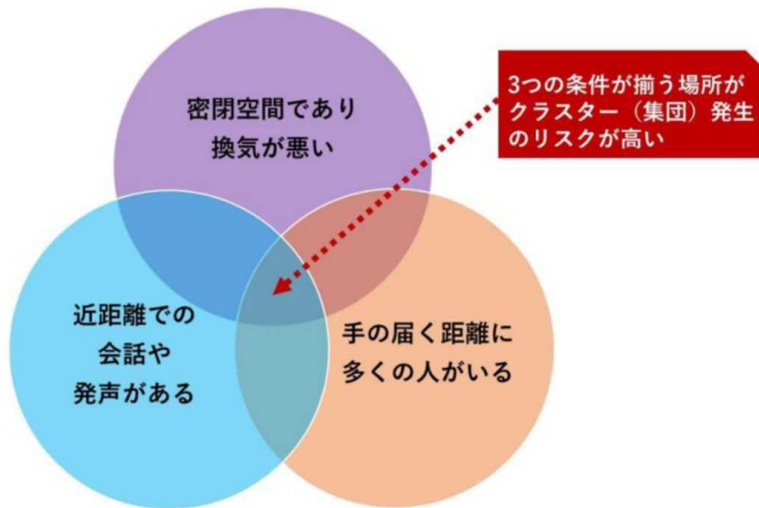
集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」という。）が3月9日に示した見解によれば、これまで集団感染が確認された場に共通するのは、

- ・ 換気の悪い密閉空間であった
- ・ 多くの人が密集していた
- ・ 近距離での会話や発声が行われた

という3つの条件が重なった場です。

こうした場ではより多くの人が感染していたと考えられているため、この3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要です。（図参照）



その一方で幼稚園は集団教育の場であるとともに、乳幼児と学童以上の子どもとの発達には大きな差があるうえ、義務教育以上の着座を主とした教育形態とも大きく異なるため、前述した3条件の重なりを**全て取り去ることは不可能**です。勿論3条件の軽減を意識して保育計画をたてますが、保育室の換気が主対策となることをどうぞご理解下さい。

出席停止等の扱いについては以下の通り文科省から通知されました。

園児等の感染が判明した場合又は園児等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各園において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ること。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の**出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間**とする。